省　令

○総務省・財務省令第四号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十三項において準用する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百七十二条第一項第四号、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十二条並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第二条及び第三条第七項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書又は前項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者が個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号を有する場合には、これらの届出書又は還付請求書に、その者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第一条の三第一項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条第二項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加える。

第二条第一項第一号及び第十項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条第十七項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

19　次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一　第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書又は第九項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者　これらの届出書又は還付請求書

二　第十項の規定により提出する特例届出書、第十二項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十五項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者　これらの届出書又は書面

第二条の二第一項第一号及び第九項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条第十六項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する外国法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

18　次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一　第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書又は第八項の規定により提出する還付請求書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者　これらの届出書又は還付請求書

二　第九項の規定により提出する特例届出書、第十一項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者　これらの届出書又は書面

第二条の三第一項第一号及び第八項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条第十六項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

18　次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一　第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者　これらの届出書

二　第八項の規定により提出する特例届出書、第十項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者　これらの届出書又は書面

第二条の四第一項第一号及び第八項第一号中「場所の所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び法人番号）」を加え、同条第十六項第一号中「所在地」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号）」を加え、同条に次の一項を加える。

18　次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一　第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者　これらの届出書

二　第八項の規定により提出する特例届出書、第十項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十四項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者　これらの届出書又は書面

第二条の五第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所又は名称及び」を「居所及び個人番号又は名称、」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加え、同条第九項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号」を加え、「及びその事業」を「、その事業」に改め、「場所の所在地」の下に「及び法人番号」を加え、同条第十七項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所又は名称及び」を「居所及び個人番号又は名称、」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加え、同条に次の一項を加える。

19　次の各号に掲げる者が個人番号又は法人番号を有する場合には、当該各号に定める書類にその者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一　第一項又は第二項の規定により提出する届出書を受理したこれらの規定に規定する源泉徴収義務者　これらの届出書

二　第九項の規定により提出する特例届出書、第十一項において準用する第二項の規定により提出する届出書又は第十五項の規定により提出する書面を受理したこれらの規定に規定する支払の取扱者　これらの届出書又は書面